

平成 26 年度海岸漂着物処理
推進法施行状況調査結果
(抜粋)

海岸漂着物処理推進法施行状況調査 目次

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第 14 条関係）	1
2 海岸漂着物発生状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）	2
3 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）	4
4 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実 例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）	5
5 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）	8
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条、26 条、27 条）	9
7 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生原因の究明（法第 28 条）	13
8 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条）	14
9 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題	17

1 地域計画の策定状況及び策定予定時期について（法第14条関係）（平成26年11月末日現在）

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定時期について図1-1に示した。策定済みとしたのは32都道府県であり、策定予定有りとした都道府県を合わせると、36都道府県（全体の77%）であった。

また、地域計画を策定した都道府県数の推移について図1-2に示した。平成26年度は、昨年度から横ばいであった。

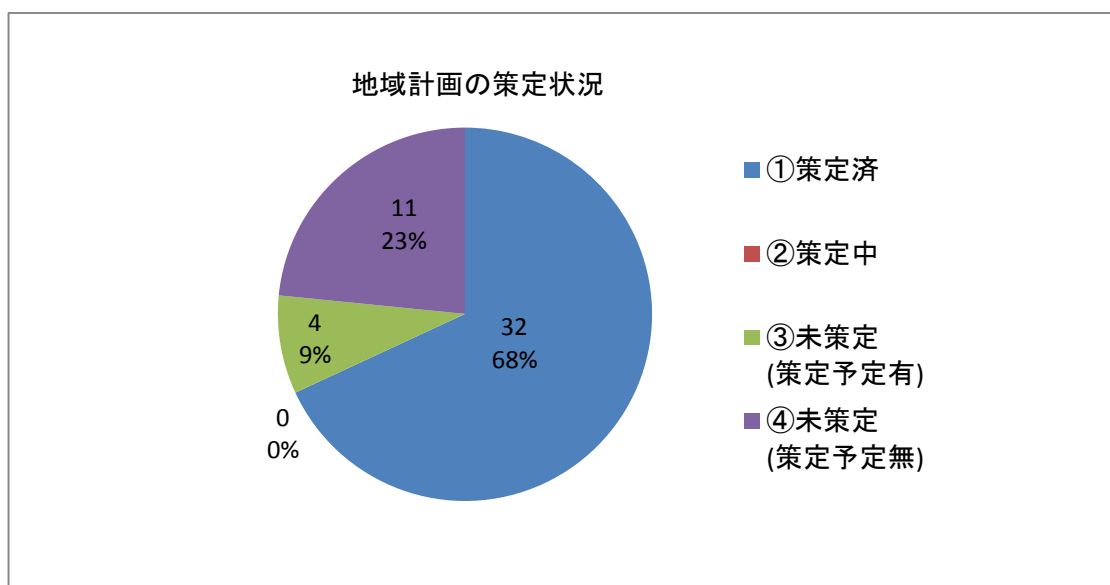


図 1-1 地域計画の策定状況

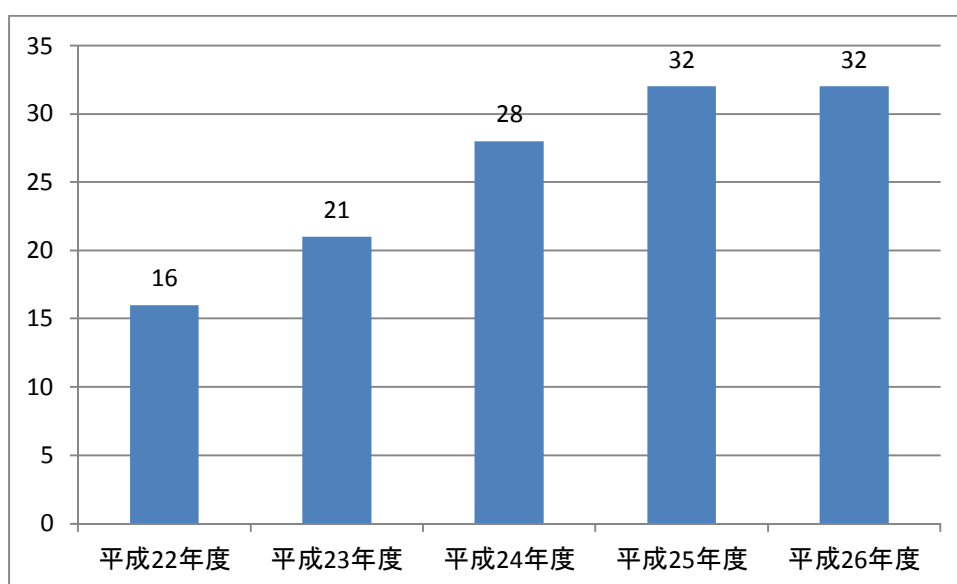


図 1-2 地域計画を策定した都道府県数の推移

2 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条）（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日まで）

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について、その実施率を図 2-1 に示した。全都道府県の 40%（19 道県）が調査を実施していた。

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した 19 都道府県の主な調査内容を図 2-2 に示した。「海岸漂着物の量、種類等の調査」が最も多くなっていた。

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した 19 都道府県の主な調査結果の活用方法を図 5-3 に示した。「海岸漂着物対策の基礎資料」が最も多くなっていた。

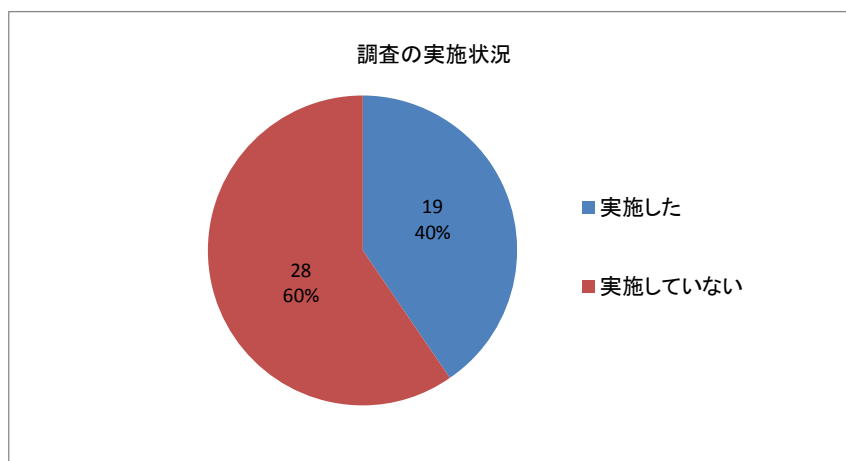


図2-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

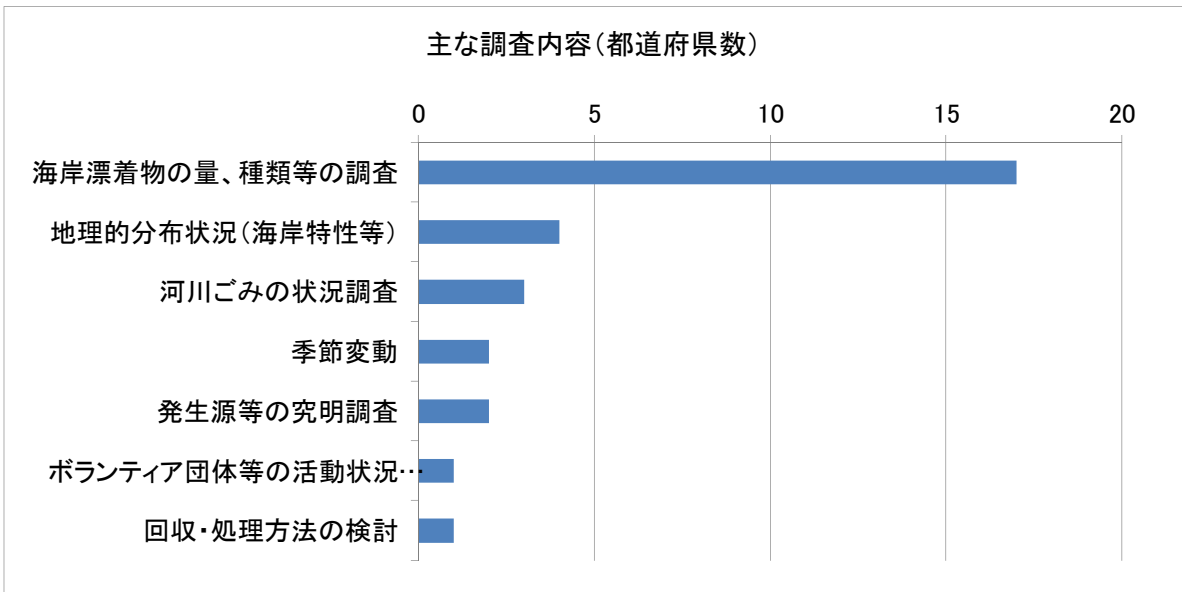


図 2-2 主な調査内容 (19 都道府県回答、複数回答有り)

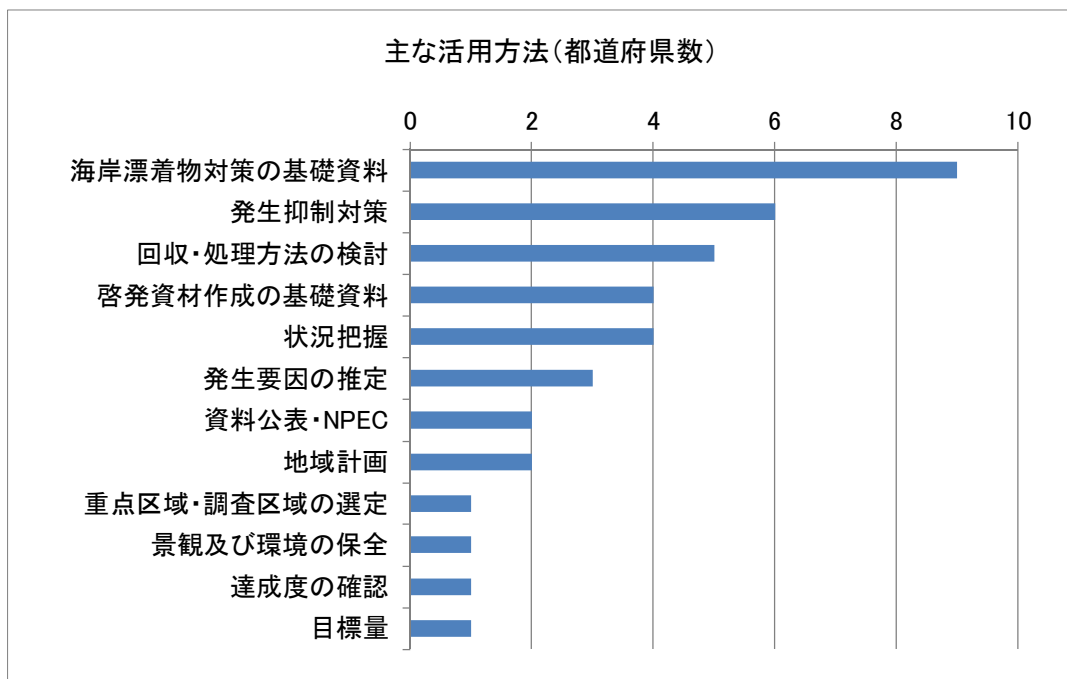


図 2-3 主な活用方法 (19 都道府県回答、複数回答有り)

3 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）（平成26年11月末日現在）

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について、図3-1に示した。また、各実例の実施件数について、図3-2に示した。

都道府県数、件数ともに、「パトロール・監視活動」が最も多くなっていた。

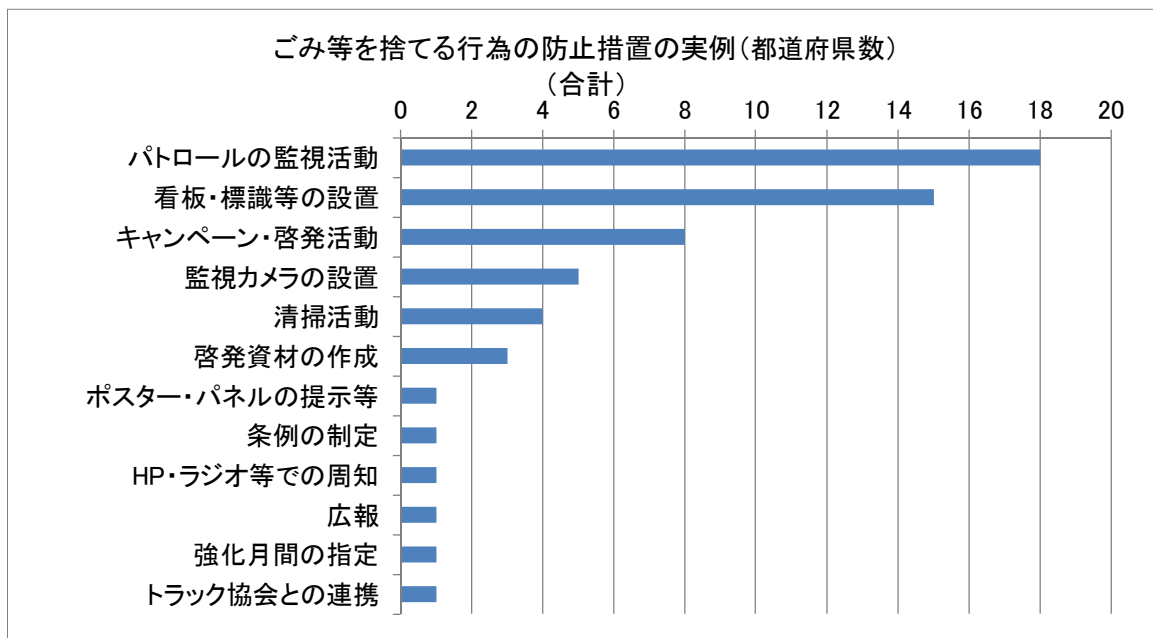


図 3-1 防止措置の主な実例（合計）

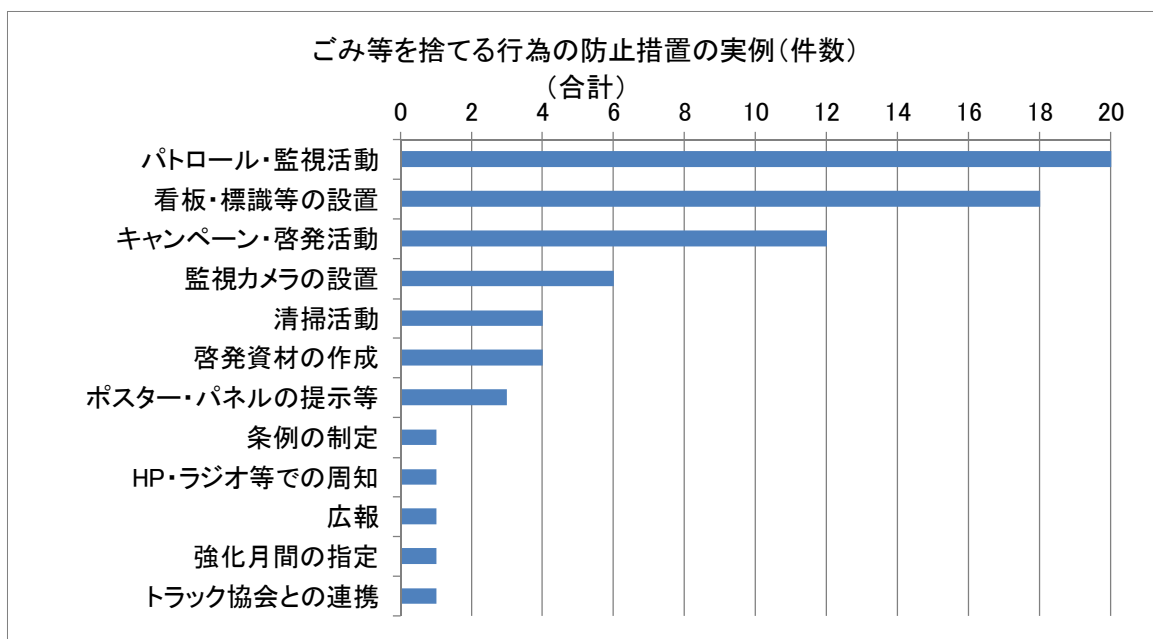


図 3-2 防止措置の主な実例（件数）

4 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項）（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日まで）

都道府県等が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。

①連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に体する支援の実例について、図4-1に示した。

「ボランティア活動との連携、支援」が最も多くなっていた。

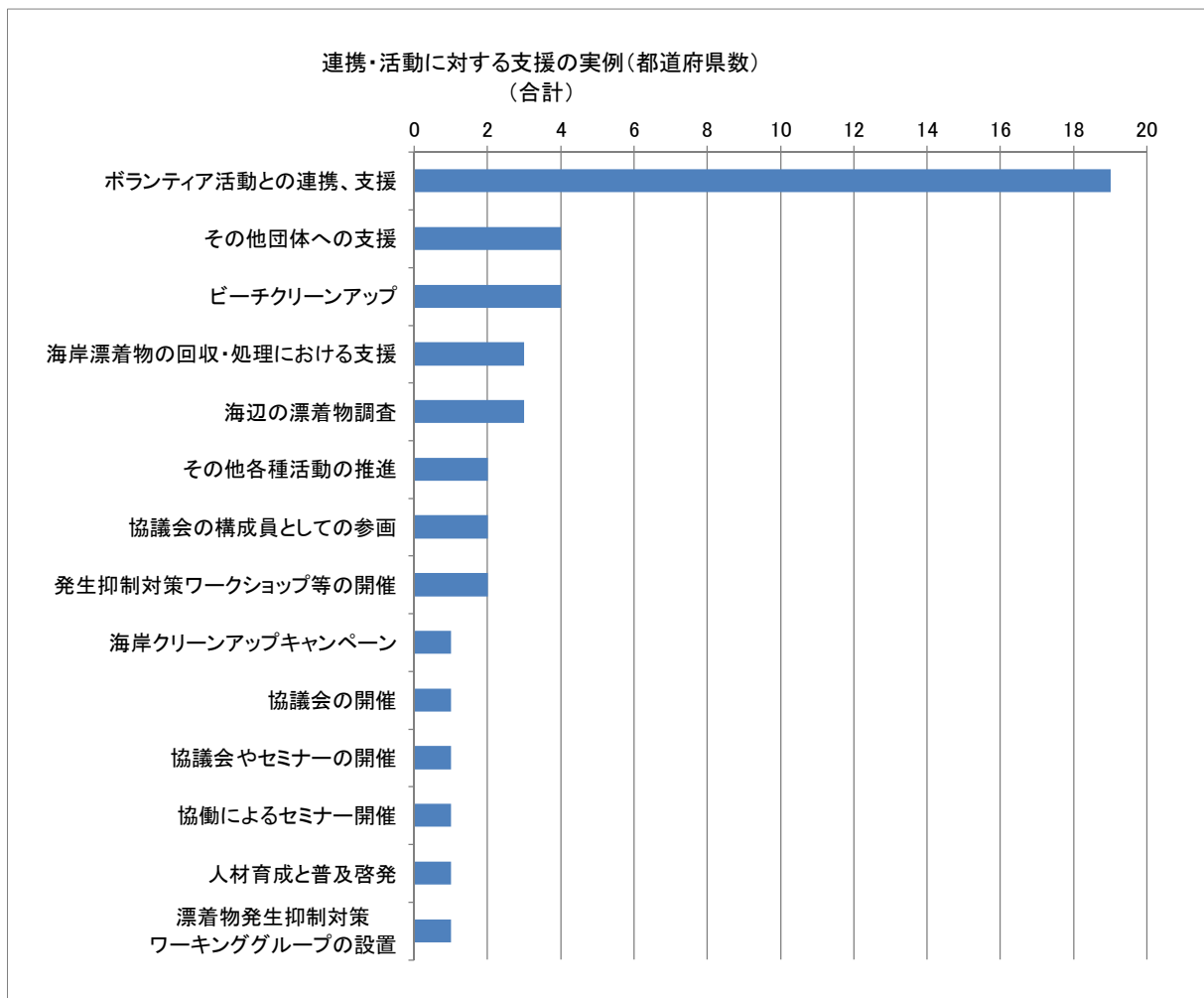


図 4-1 連携・活動に対する支援の実例（合計）

②安全配慮の実例

安全配慮の実例について、図4-2に示した。

「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」が最も多くなっていた。

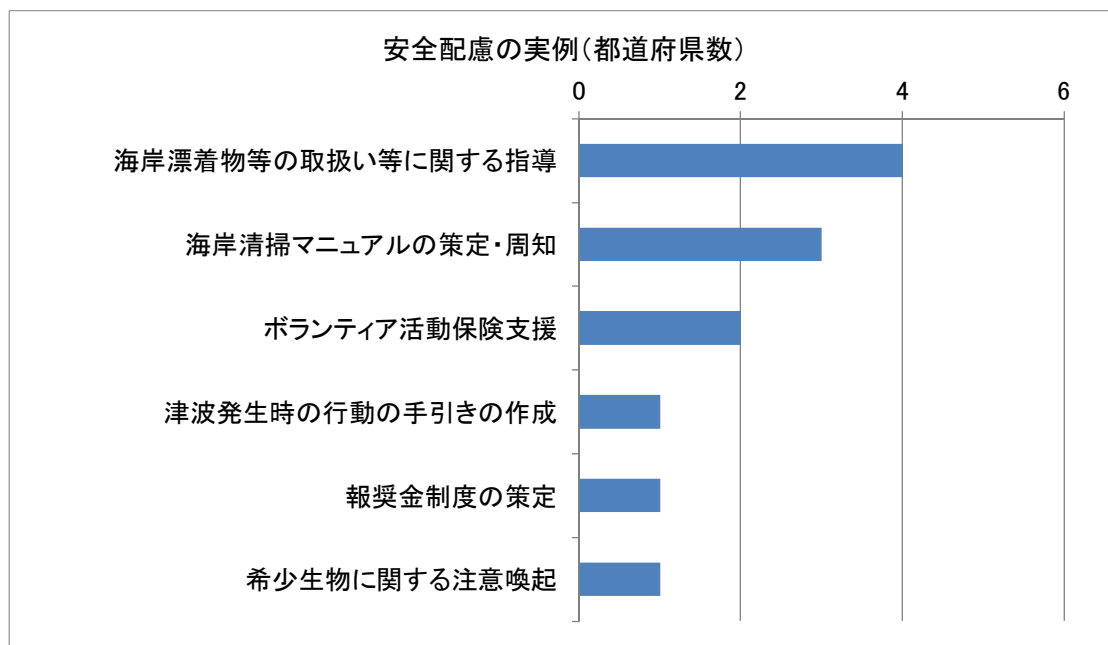


図4-2 安全配慮の実例

③連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について、図4-3に示した。清掃活動等を行っているNPO・NGO等との連携が最も多くなっていた。

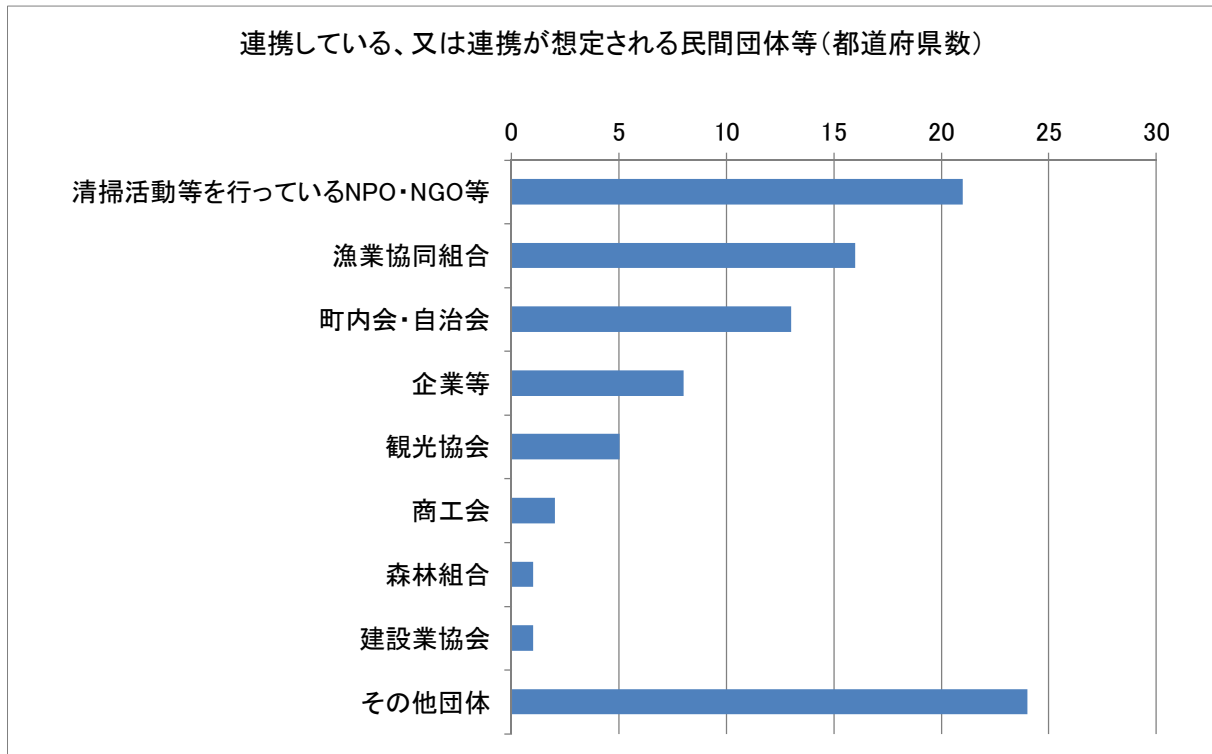


図 4-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

5 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な実例について、図5-1に示した。「環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動」及び「新聞・TV・HP等による啓発活動」が多くなっていた。

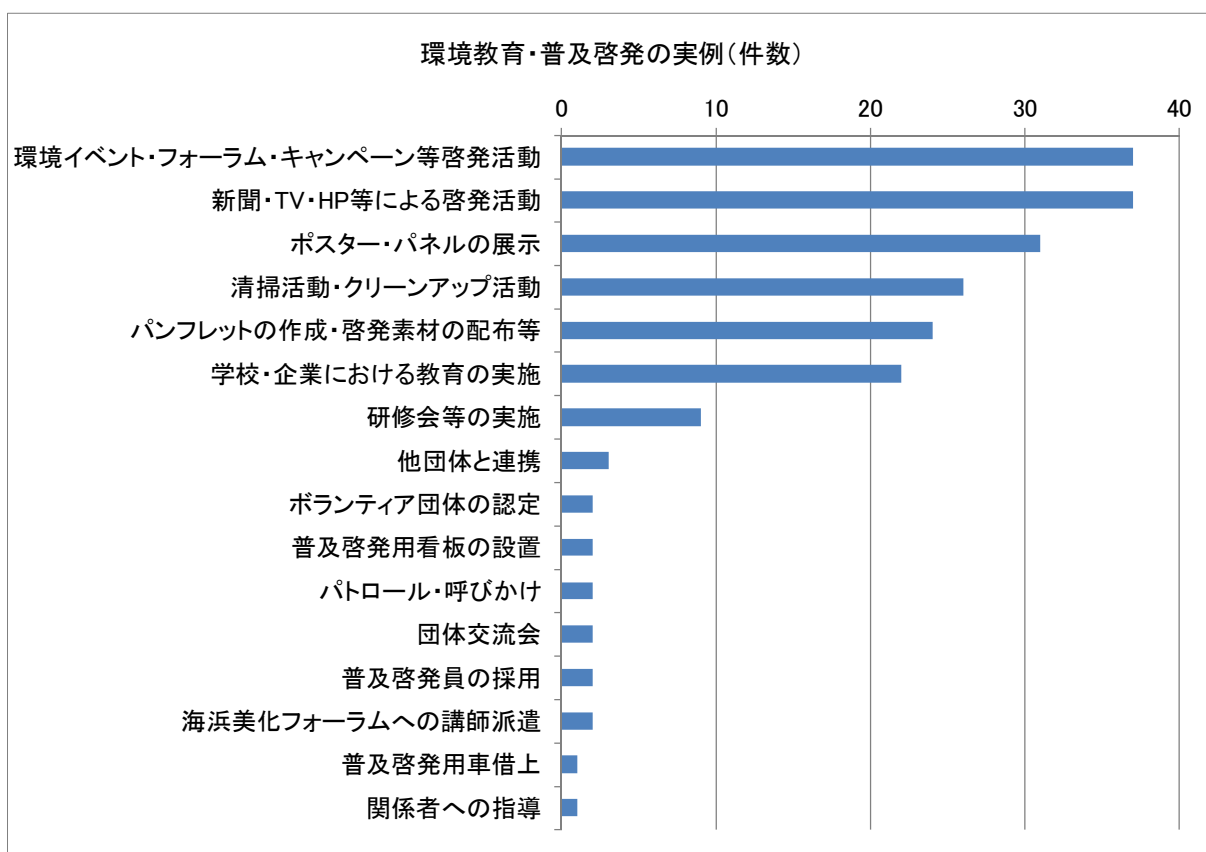


図 5-1 環境教育・普及啓発の実例（件数）

6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条、26条、27条)(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

都道府県等が取り組んだごみ等を捨てる行為の防止措置の実例について以下に示した。

①環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例

都道府県等が取り組んだ環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例について、図6-1に示した。

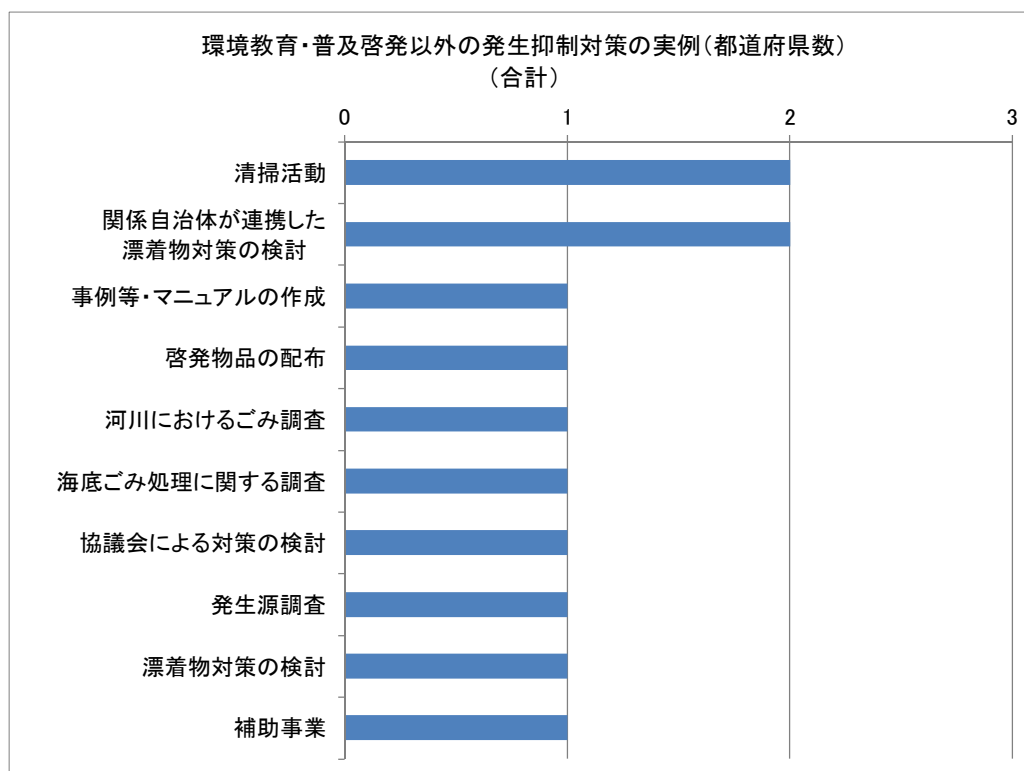


図 6-1 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例 (合計)

②発生抑制対策として波及効果が期待される事例

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される事例について、図6-2に示した。

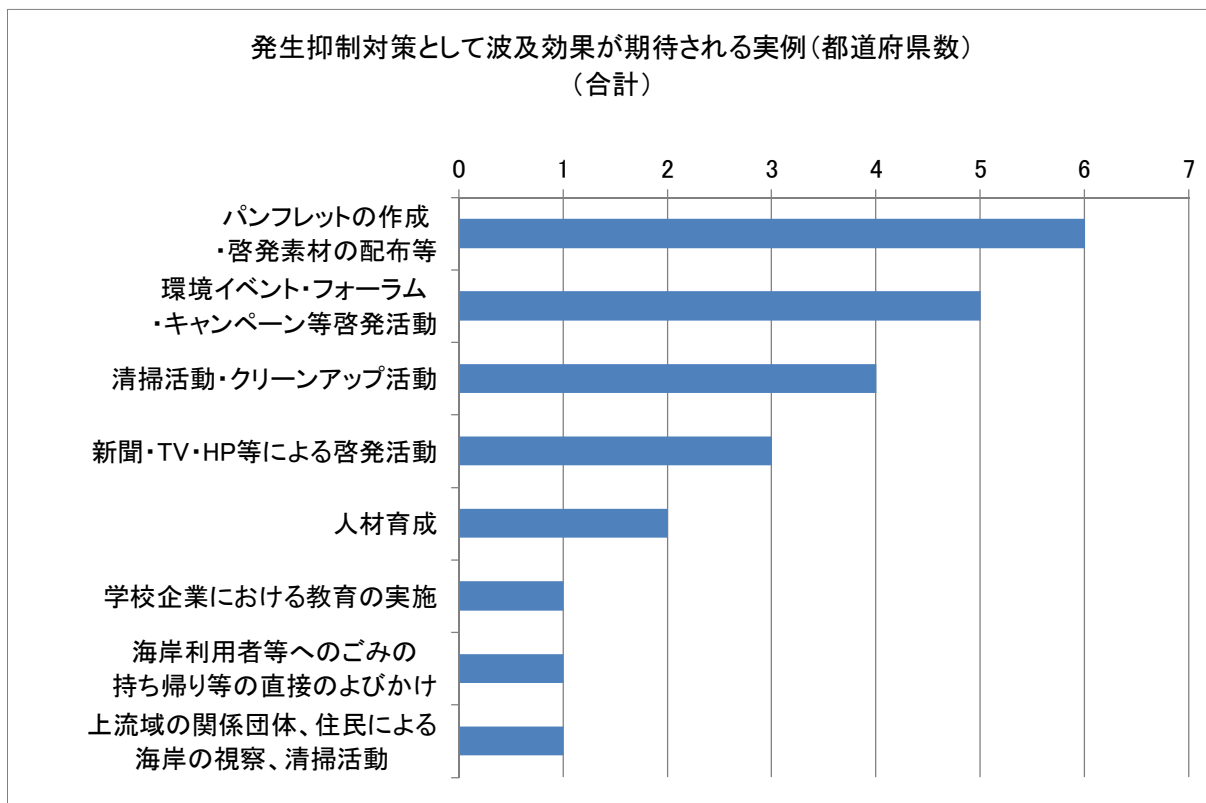


図 6-2 発生抑制対策として波及効果が期待される事例 (合計)

③発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について、図6-3に示した。

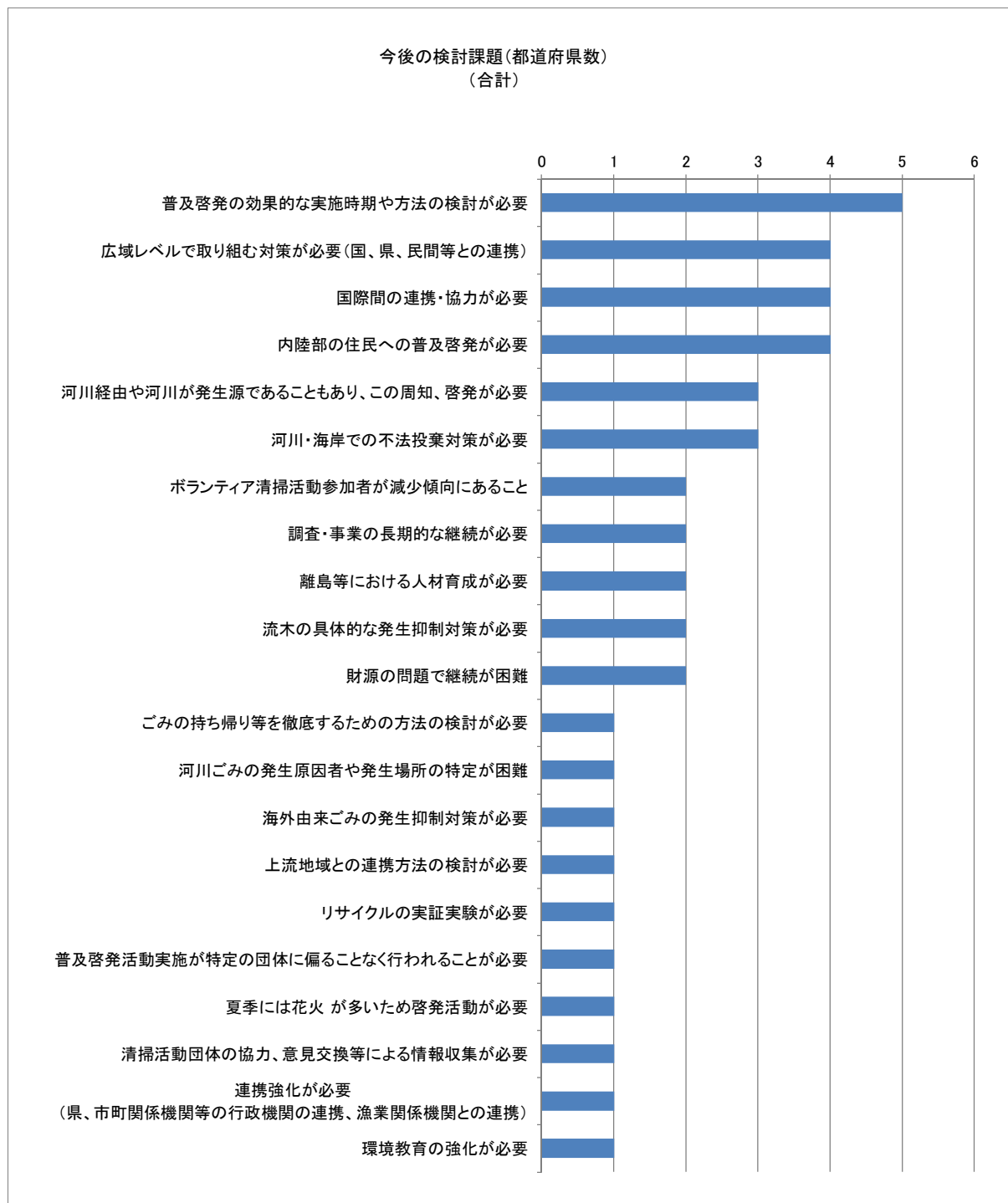


図 6-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題 (合計)

④発生抑制対策に係る今後の予定

都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれからの予定について、図6-4に示した。「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」が最も多くなっていた。

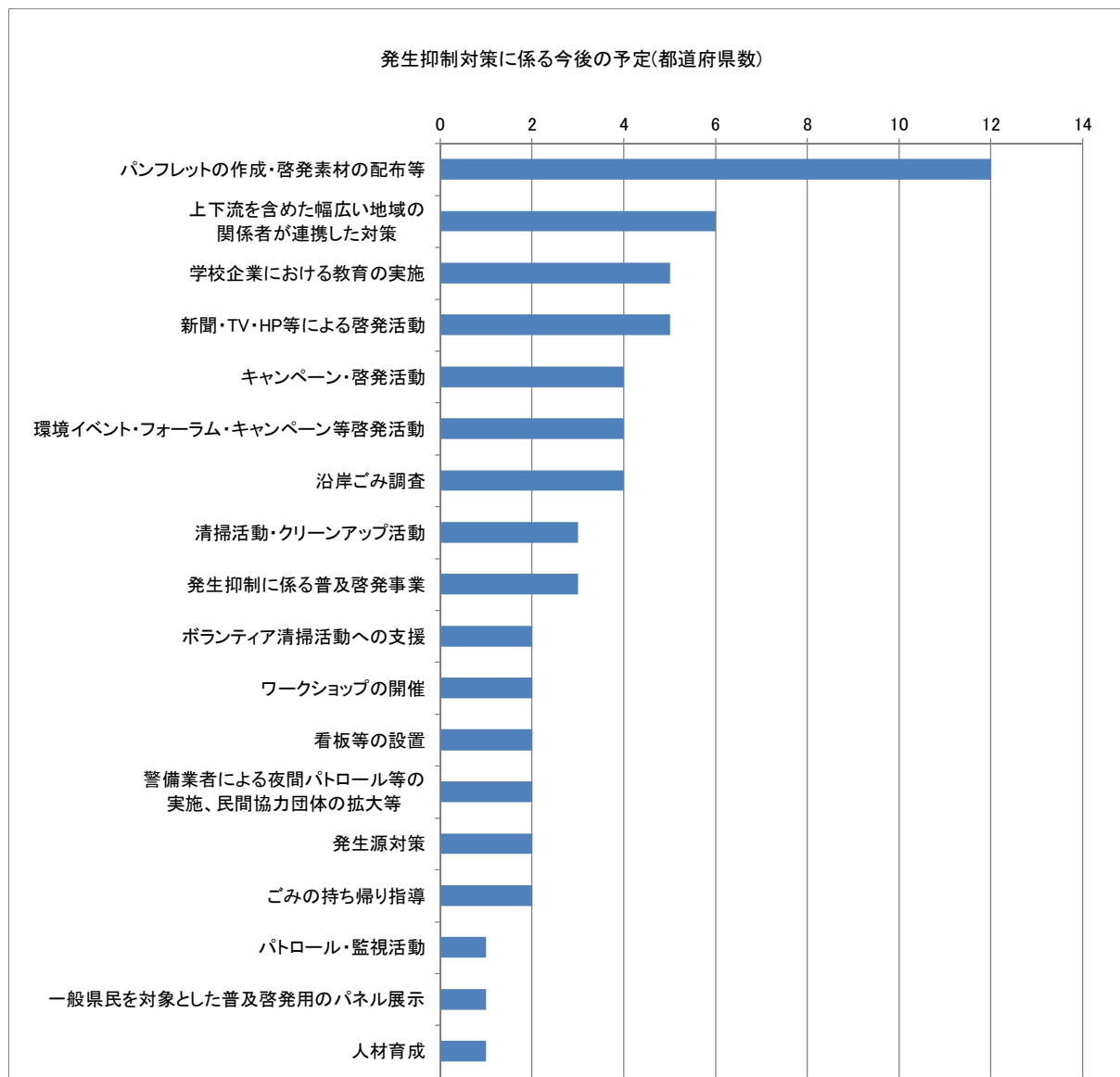


図6-4 発生抑制対策に係る今後の予定

7 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条）（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日まで）

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等の具体的な内容について表7-1に示した。

表7-1 海岸漂着物等の効率的な処理の具体的な内容

	内容
海岸漂着物等の効率的な処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村処理施設の調整 ・ 海岸漂着物等の動態調査を実施。（詳細調査中） ・ 漂着物回収・処理・発生抑制事例集作成 ・ 海岸清掃マニュアル作成
海岸漂着物等の再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流木等を食品加工時の助燃材（炭）とするための手法及び実証試験を行い、手法の確立がなされた。 ・ 海岸漂着物回収・処理・発生抑制事例集作成 ・ 海岸清掃マニュアル作成 ・ 県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査検討を実施中である。
海岸漂着物等の発生の原因の究明等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用水路へのごみの流入量及び種類を調査し、原因についての予測を行った。 ・ 漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握 ・ 県内河川におけるごみの分布状況、流出実態の調査を実施（調査結果を活用したリーフレット、マップをホームページに掲載） ・ 海辺の漂着物調査による発生国調査 ・ 川からの動態調査を実施。（詳細調査中） ・ アンケート調査等による実態把握 ・ 海岸漂着ごみの現地調査等による実態把握 ・ 海辺の漂着物調査 ・ 韓国における海岸漂着物等実態調査 ・ 県内海岸漂着物の実態調査 ・ 県内 2 級河川におけるごみ調査

8 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第29条）

平成25年度、平成26年度（平成26年11月末現在）における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表8-1、表8-2に示した。

平成25年度では都道府県事業、市町村事業ともに、国庫補助事業が大きな割合（事業費ベース）を占めた。（国庫事業の割合：都道府県事業87%、市町村事業85%）

※「基金事業」とは環境省の海岸漂着物地域対策推進事業によって都道府県に交付された補助金による事業を指す。

表8-1 海岸漂着物対策事業に係る平成25年度事業費（全国合計 単位：千円）

					平成25年度				備考
					清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m3)	
都道府県事業	国庫補助事業	直営	基金事業	計画策定等	6	2,565	-	-	
				回収・処理	986	1,736,340	23,129	66,284	
				発生抑制	103	357,665	-	-	
		その他	災害事業	回収・処理	18	387,459	966	21,775	
				その他	-	-	-	-	
				回収・処理	-	-	-	-	
	都道府県単独事業	民間団体補助	その他	回収・処理	1	5,351	-	-	
				その他	-	-	-	-	
				回収・処理	-	-	-	-	
		直営	その他	回収・処理	318	367,902	1,833	8,223	
				その他	5	7,349	-	-	
				回収・処理	305	11,945	619	26	
その他	1	260	-	-					
小計(都道府県事業)					1,743	2,876,836	26,547	96,308	
市町村事業（一部事務組合等を含む）	国庫補助事業	直営	基金事業	回収・処理	3,317	1,190,352	7,025	32,432	
				発生抑制	91	8,550	-	-	
				回収・処理	11	4,188	130	343	
		その他	災害事業	その他	-	-	-	-	
				回収・処理	12	3,503	9	-	
				その他	-	-	-	-	
	民間団体補助	その他	回収・処理	22	3,133	97	4		
			その他	-	-	-	-		
			回収・処理	-	-	-	-		
	都道府県補助事業（国庫補助以外）	直営	その他	回収・処理	17	25,560	365	141	
				その他	1	190	-	-	
		民間団体補助	その他	回収・処理	13	1,052	45	-	
				その他	-	-	-	-	
	市町村単独事業	直営	その他	回収・処理	1,357	143,808	1,763	1,344	
				その他	13	2,135	-	-	
民間団体補助		その他	回収・処理	2,805	37,429	606	5,038		
			その他	12	3,415	-	-		
小計(市町村事業)					7,671	1,423,315	10,040	39,302	
合計					9,414	4,300,151	36,587	135,610	

表8-2 海岸漂着物対策事業に係る平成26年度事業費（平成26年11月末日現在）

（全国合計 単位：千円）

					H26年度				備考
					清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m3)	
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	基金事業	計画策定等	8	8,415	-	-	
				回収・処理	282	1,077,114	7,004	12,229	
				発生抑制	86	426,148	-	-	
			災害事業	回収・処理	4	151,536	395	11,440	
				その他	-	-	-	-	
		その他	回収・処理	1	1,000	80	-		
			その他	-	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	1	99	-	-		
			その他	-	-	-	-		
		都道府県 単独事業	直営	回収・処理	259	179,858	1,341	2,433	
	その他			3	4,862	-	-		
	民間団体補助		回収・処理	203	13,717	491	111		
			その他	1	260	-	-		
	小計(都道府県事業)					848	1,863,009	9,310	26,213
市町村事業 (一部事務組合等を含む)	国庫 補助事業	直営	基金事業	回収・処理	2,730	1,582,564	6,163	32,969	
				発生抑制	49	28,846	-	-	
			災害事業	回収・処理	-	-	-	-	
				その他	-	-	-	-	
			その他	回収・処理	6	684	23	-	
		その他		-	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	6	353	7	4		
			その他	-	-	-	-		
		都道府県 補助事業 (国庫補助 以外)	直営	回収・処理	35	27,969	174	654	
				その他	8	7,590	-	-	
	民間団体補助		回収・処理	15	1,047	18	-		
			その他	-	-	-	-		
	市町村 単独事業	直営	回収・処理	907	80,412	786	861		
			その他	8	1,498	-	-		
民間団体補助		回収・処理	2,032	29,956	450	3,639			
		その他	12	1,375	-	-			
小計(市町村事業)					5,808	1,762,294	7,621	38,127	
合計					6,656	3,625,303	16,931	64,341	

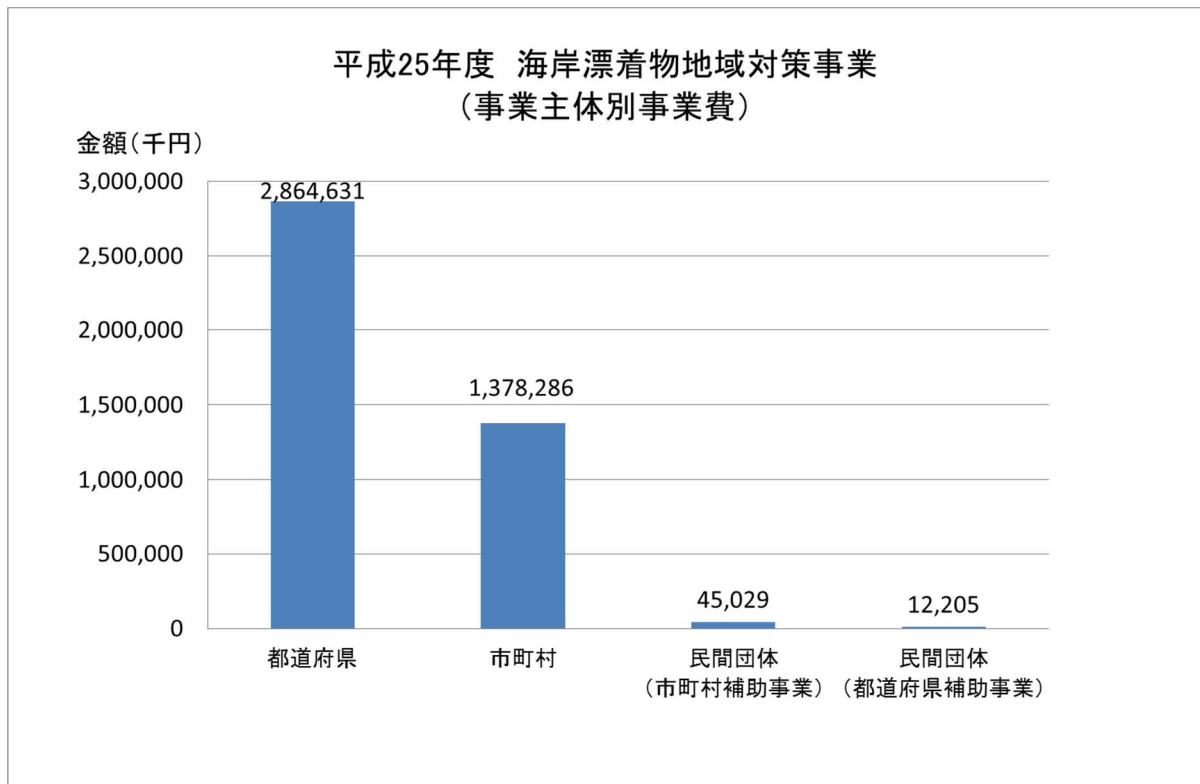


図 8-1 平成 25 年度 海岸漂着物地域対策推進事業 (事業主体別事業費)

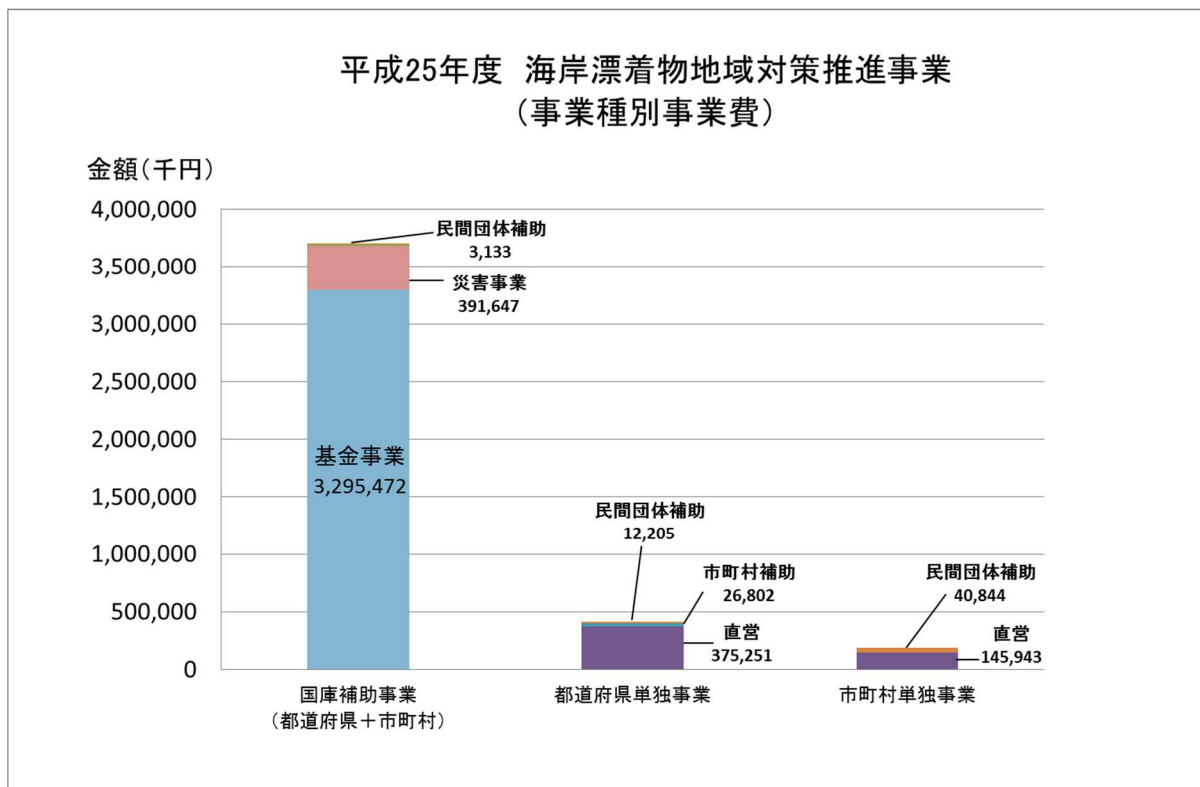


図 8-2 平成 25 年度 海岸漂着物地域対策推進事業 (事業費別事業費)

9 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。(平成 26 年 11 月末日現在)

① 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表 12-1 に示した。

表 9-1 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制、啓発及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な発生抑制の方法について、他都道府県でよい事例があれば情報を共有してほしい。 ・河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介。 ・アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介。 ・漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介。 ・国としても、国民向けに漂着物の発生抑制に係る全国的な普及啓発を実施していただきたい。 ・海岸漂着ゴミの原因となる不法投棄を予防するための監視カメラの設置など、継続的に発生抑制対策となる事業の創設。
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・特に発生抑制事業について、自治体間で実施内容にバラツキがあり、全国的に長期的な効果を狙うためには国が主体となって実施する内容があってもよいのではないか。 ・課題として、県、市町関係機関（環境、港湾、漁業）との連携。 ・海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるなど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつながらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。 ・本県における漂着物は、上流河川からの流出物が多くを占めることから、河川と一体となった漂着物対策を要する。
漂着物以外のごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・漂流ごみ、海底ごみの回収処理について、国・都道府県・市町村・民間団体等の役割分担を明確にするとともに、低コストで実施できるような方法についての、情報の提供をお願いしたい。 ・海岸漂着物等の発生原因として、内陸の河川流域に不法投棄されたゴミが考えられるため、河川敷等内陸部のゴミを回収・処理できる事業の創設。 ・海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。 ・国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること。 ・本県は海外由来のごみが大半を占め、発生源対策が困難な状況にある。国において、近隣諸国（中国、韓国、台湾等）に対して発生源対策を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。
海岸漂着物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・塩分を含んだ流木等の処理が遅々として進まない状況にある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。

②財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表 12-2に示した。

表 9-2 財政支援に関する要望

恒久的な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸漂着物対策は比較的新しい概念であること、必ずしも住民の生命の安全について緊急性を伴う事業とは考えづらいこと、また、自治体の財政が厳しいことなどから、都道府県単独の事業費の予算措置に困難を伴っており、補助率の引き下げにより、自治体直営の海岸漂着物対策の執行に支障を来すことが想定される。今後、自治体が実施する海岸漂着物対策が将来にわたって計画できるよう、国においては、恒常的な補助事業制度の枠組みを構築していただき、今後の予算措置の方向性を明らかにしていただきたい。 ・ 恒久的、かつ、海岸延長等に応じた十分な額の措置をお願いしたい。 ・ 法第二十九条の規定により、政府による海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を、引き続き要望する。 ・ 海岸漂着物の回収・処理費について、平成 27 年度より補助率が 10/10 から 8～9.5/10 となるが、負担分を捻出することが難しく、結果として回収・処理が平成 25, 26 年度より実施できないことが予想される。法第 29 条「必要な財政上の措置を講じなければならない」に基づいて県や市町村負担が生じることがないように、財政措置を求める。 ・ 漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。 ・ 海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設してください。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮していただきたい。 ・ 海岸漂着物対策推進事業については、国の恒久的な財政措置が必要不可欠である。 ・ 継続的な財政支援（10/10 国庫） ・ 10/10 補助の復活をお願いしたい。 ・ 今後も確実に財政措置を講じること。 ・ 海岸漂着物は海外由来のものも多く、国内由来のものも広域的な漂着することから、都道府県や市町村単位での取組では財政的な負担が大きい。このため、国において、地域の実情に即した対策が可能となる恒久的な財政措置をお願いする。 ・ 持続して責務を果たすための国の財政支援の確立。 ・ 海岸漂着物等地域対策推進事業は、従前国庫負担 10/10 だったものが、平成 27 年度から各自治体等の負担が発生することとなっている。本来、国は海岸漂着物処理推進法第 29 条の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じる義務があることから、こ
--------	---

	<p>れ以上の地方負担の拡大が行われないよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助事業の補助率の 10/10 の復活。 ・海岸漂着物地域対策推進事業の国庫補助率（平成 27 年度、原則 8/10）を従前の 10/10 に引き上げていただきたい。 ・補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。
対象地域の限定解除・制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の主な発生経路である河川のごみについて、回収・処理が出来る補助内容にしていきたい。 ・海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講じていただきたい。
連携・制度	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物等の対策について、これまで種々の補助金によりご支援いただいているが、海岸漂着物は大半が原因者不明ごみであり、毎年度大量に処理していることから、今後も補助事業を継続していただきたい。 ・漂流・漂着物の処理に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること。 ・実績を考慮し十分な額を措置すること。 ・柔軟な執行が可能な制度設計とすること。